

森林・環境税のしくみ

納める方は？

- 個人… ●(その年の1月1日現在で) 県内に住所がある方、県内に家屋敷等を持っている方
※前年の所得金額が一定基準を下回るなど一定の条件を満たす方は非課税です。
- 法人… ●県内に事務所、事業所などがある法人等

納める額は？

- 個人… 年額 1,000円
- 法人… 年額 2,000円 ~ 80,000円 (県民税均等割標準税率の10%相当額)

課税の方法は？

県民税(均等割)に上記の額を上乗せします

納める方法は？

- 個人… 個人市町村民税と合わせて市町村が徴収し、県へ払い込みます
- 法人… 法人県民税の申告納付の際に併せて県が徴収します

いつまで続くの？

- 個人… 平成24年度から平成28年度までの5年間
- 法人… 平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度分

税の管理は？

税金の使いみちを明確にするため、既存の税金と区別し「清流の国ぎふ森林・環境基金」に積み立て、毎年必要な額を取り崩して、目的とする施策のための財源とします。
※県外の皆様にも、ふるさと納税制度による寄付などを通じて、清流の国づくりにご協力いただけます。

チェック機能は？

第三者機関が各施策の取り組みをチェックし、事業実施後の評価を行うとともに、事業の内容と成果については、県民の皆様公表します。



岐阜県では、毎年7月を「清流月間」、毎年8月を「ぎふの山に親しむ月間」
八月八日は「ぎふ山の日」と定め、清流の国ぎふづくりや木の国・山の国づくりの県民運動を展開しています。

お問い合わせ先

税の使いみちについて

林政部恵みの森づくり推進課
TEL 058 - 272 - 8472
FAX 058 - 278 - 2702
E-mail : c11513@pref.gifu.lg.jp

税のしくみについて

総務部税務課
TEL 058 - 272 - 1153
FAX 058 - 271 - 3711
E-mail : c11110@pref.gifu.lg.jp